

## 総合財務会計システム管理運営協議会及び連絡調整会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 総合財務会計システムの円滑かつ効率的な管理・運用体制の確立及び業務・庁内各局間等の調整を図るため総合財務会計システム管理運営協議会（以下「協議会」という。）及び総合財務会計システム連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を設置する。

(協議会)

第2条 協議会は、総合財務会計システムの管理・運用体制の確立及び庁内各局間等の調整を図るものとする。

2 協議会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 会計室会計室長（以下「会計室長」という。）
- (2) 総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課長
- (3) 総務企画局デジタル化施策推進室担当課長
- (4) 総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長
- (5) 財政局財政部財政課長
- (6) 財政局財政部資金課長
- (7) 財政局資産管理部契約課長
- (8) 会計室審査課長
- (9) 会計室出納課長

3 会議は必要に応じて会計室長が招集する。

(連絡調整会議)

第3条 連絡調整会議は、業務間の連絡及びシステム改善等について検討・調整を行うものとする。

2 連絡調整会議の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課長
- (2) 総務企画局デジタル化施策推進室担当課長
- (3) 財政局財政部財政課長
- (4) 財政局財政部資金課長
- (5) 財政局資産管理部契約課長
- (6) 会計室審査課長
- (7) 会計室出納課長（以下「出納課長」という。）

3 会議は必要に応じて出納課長が招集する。

(業務担当者連絡会議)

第4条 連絡調整会議に、これを補佐するため業務担当者連絡会議を置く。

2 業務担当者連絡会議は、前条第2項各号に定める委員がそれぞれ指名する者によって構成され、必要に応じて出納課長が招集する。

(事務局)

第5条 協議会、連絡調整会議及び業務担当者連絡会議の事務を処理するため、事務局を会計室出納課に置く。

(関係者の出席)

第6条 会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(その他必要な事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則 (平成7年4月17日川企庶第1004号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成7年4月17日から施行する。

(川崎市財務会計システム開発推進会議要綱の廃止)

2 川崎市財務会計システム開発推進会議要綱(平成4年5月14日川企庶第1013号)は廃止する。

(途中略)

附 則 (平成12年4月27日川収第95号)

この改正要綱は、平成12年5月1日から施行する。

附 則 (平成13年5月1日川収第1001号)

この改正要綱は、平成13年5月1日から施行する。

附 則 (平成14年10月7日川収第1009号)

この改正要綱は、平成14年10月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月20日川収第1020号)

この改正要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年5月20日川収第161号)

この改正要綱は、平成16年5月20日から施行する。

附 則（平成17年4月1日川収第670号）

この改正要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月27日19川収第1710号）

この改正要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月18日21川会第1852号）

この改正要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日2川会第845号）

この改正要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日5川会第249号）

この改正要綱は、令和5年4月1日から施行する。